

（長さ、幅及び高さ）

第68条 軽車両は、空車状態において、その長さ、幅及び高さが左表に掲げる大きさをこえてはならない。但し、地方運輸局長の許可を受けたものにあつては、この限りでない。

種 別	長さ（メートル）	幅（メートル）	高さ（メートル）
人力により運行する軽車両	4	2	3
畜力により運行する軽車両	12	2.5	3.5